

公益社団法人 芝法人会 「会費規程」 別表

令和6年6月11日

種別	資本金	年会費
【 正会員 】		
S-1	500万円未満	18,000
S-2	500万円以上	24,000
S-3	1,000万円以上	33,000
S-4	3,000万円以上	39,000
S-5	5,000万円以上	45,000
S-6	1億円以上	63,000
S-7	50億円以上	72,000
S-8	100億円以上	78,000
S-9	公益法人、社団法人・財団法人等、 医療・宗教・学校法人等、認定NPO法人等、 各種組合等、外国法人、 その他資本出資を有しない法人	18,000
S-10	支店、営業所、出張所	18,000
S-11	島嶼地区	5,000
【 特別会員 ※1 】		
T-1	芝税務署管轄外の法人	21,000
T-2	個人	15,000
T-3	本店が【正会員】の支店、営業所、出張所	18,000

■正会員：芝税務署管内に所属する法人（管内に事業所を有する法人を含む）で、この法人の目的及び事業に賛同して入会した者

■特別会員（※1）：当会の事業を賛助するため入会した、正会員の規程に該当しない法人、法人の事業所または個人

※ 総会における議決権がございません。

※ 「支店、営業所、事業所」の場合、下記に該当する法人は、「特別会員」となります。

◇ 芝税務署管内に本店がある場合で、その本店が会員の場合は、「特別会員」となる。

◇ 芝税務署管外に本店がある場合で、その支店等が正会員となっているときは、1支店を正会員とし、その他の支店については、「特別会員」となる。